畸人傳卷之四

柳澤清園

清園柳澤氏、偉軍養、字之義、一号玉極、通名
精太郎、大和郡山の人、姓つまびらかならず、武術を以て
人の師となる、年十六なりしとき、佛一等
ひくべきこころありて、現今稀なるもの、清園ひとり
なり、性ふかく通ずる、業幸好精業の達者の
つはものを、紀州藩侯ふかくこれを愛し、ふたたび藩の殺
法師範たらしめ、清園力を用て撃技
つとめ、藩侯ふかくこれを賞し、ものを賜ふ、
中ごろ、藩侯、寿命をもつて、黄人をして
教をとらしめ、あるひは、

菅氏蔵書

東京大学
登記番号
56140
昭 28. 3. 31 和
寄贈
図書

幸を祈て墨さへ稼多くなりて出まつ
たりふ良しきるるふ、明メ素のふ、慶彼しと
登極つ御登ふ為ふ為ふ為ふのぼうしはつで大
雑うし問ふくて出れ敵し、ふしうは生またくを、
ひつる時大雑大助ふ、ひ費毒ふ三ふ俗物
うふうふうて生ふ、御のやくどうひつを用
て生ふふ、ふたふいふふふ、幸うふうて
ぬをぬまふつ嫌ふ生ふ多慰のふうふ
毒ふ出ふふて憂しいふふふ大雑信ふ
うふを祝て四ひ嫌ふ信ふいまで出ん、中ふすい速ふ毒
ふふ、ふふ黄とぬふて嫌ふ信ふで、還ふもどふます
くふとふして出ふふ大雑ふふ裏ふ信ふふふふふ

来問い羅織するあて、囚囹あるいは殺れつ乃考成
を引て、礼をあつくして留ふ、辞ずして徒人
あまた異したる事は、力つたらずして料るあざむく
ものなりとかつて大なる懼てにぐるもの多うらし、又
物奥の罪なりもつて略婚を設ける者と、逆
祝して郵の内より引入れていて、生涯こゝふ者さば、
死禁獄と同じ、主者ともに繫らるゝ、況を屋く
してもを役をせるもの、その術つへ徽をとろ
ら越、又ある時は提者あまさず引出て、遠
野海をとるふ、女もつの結髪して婚をもつ
ありひて、やはてもを結ととりて自殺をさいて
無り入を金とあるべて出ず結まるはるはまう

また、元所いなる人のうちに不ものるは、王子敵うはより
もやいもて、ものとなるべしい鄭荊孔のつの風あるべ

池大雅 附黄玉潤

大雅池氏、絳氏名、字と号、貸、成亜元、姓年
書画ものは我が九芳の遊、京師の人なるべ
業、寵辱をもて、つかはるるもの、長、紀
して、昔と会し志と絆さんが跡なして、自
安、彼、くして、変て、謙抑して、志を好ます、礼法
簡なして、法ぐくして、法ぐ蓋べくして、義へ、長
性義りうへ、ものとれいまるかつて、失とこるあるに
患て、神望、廉して、弗、劇を家、手、内、実、ない
く怪めるべ、年生、多の人のうれるものなるべ、敬

[illegible]瞬[illegible]の間あり、初して額[illegible]、[illegible]書の
[illegible]、[illegible]の[illegible]ふ[illegible]、[illegible]れと
間[illegible]初して額[illegible]のごとし墓誌ふ[illegible]
[illegible]と[illegible]、一日[illegible]
[illegible]、[illegible]と大[illegible]書[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
大[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、

先ず面立いまゞ及ぶるを、べそらひらるる人の
ものとて、あるかたくといふまで、或は雑話より出でんと
き、聞つるこゝ所を、美玉深くうるおしてい
ひるる、美作なる所なりも、遠国よりて授ふる道人
邪ーいまゞよりいつこうの人でよく授しらしとして
別に、まつもの、ものさ記をくて、ものまつべく迎ひる時
農のまゝふて、遠る所面く、来り、ものて後を、を
知ふ、使を、礼授を、ものを、謝をとりるべと、
ものを人、縁して、やてをまで、授所をるるり
きまり、又ひとよりる所、集候の郷ふ、をるを人を
てやるに、白身をるふるてをふ古郷、祇園の村
の神輿渡の能をしいをきしを学んとて、

とみる紙をて、偶人(えにきやう)を作り、火をもしばやうん
して郷の内なりくんとするを、を候の世
るをを面をて、をんをして、を系しの世をしど、
雑物をり、をいて、渡めをるを面ふてものをさふり
ものをし時、世ぶをて、を系をるをはりて、世をべ
くふ用をしふをを、を系をんとして、を時、を偶人を続
うををへをいあやをまをしり、世ひどを旦の祇園
の神輿ふをる志をを、人をを人をををを
を、神のほをし、渡ををるをべをとをしをば、に
くをを、来り郷、世ひをいをしり、げをををを
てををひつ又ある豪富者面をを托せ、に世をを
知て果さべ、世をるをとををを、

事僕例のごとく身ずから高画にして、うをあるより猶罵らるとて、遠近西師、人を当すること、いとうるたびに、自負を、惰を、人紙あるごとく、ものいうなかり、走りて走りらしくぐ、若のいるを基とし、就過くことて、走り節もと法をうけ、一書林つ僕ら人への今を用て極興し、放逸ものあり、他へ行ってとまる時、道人のうちに、まりてかと長道人を情を、家ら人を結んとしていく、特るの書画納なと書く、それ今なはくつの、[illegible]たり、はしも寿ものは、衣剃の十三部とのして事ちのようにぐ、たくるるの張百貫ものなべ[illegible]に、書價なるい結[illegible]、墨息してそ[illegible]紙

筆紙、行り奉納も、時、はけるり、そ村のう商、いるもの中行紙遠のことれ也代画よ、[illegible]の 拾要文ば、拾ってけんと、そふれ拾なを、青竹の棒ってけ巻く、ア、紙国を名と掲てと紙国く雑ものさ、まで拾ってくてはなるだって、品深ってる、ちるふ、見て中の張、いう[illegible]ものもとべ、ふ[illegible]の年[illegible]拾[illegible]ると拾ってるとそ病の時、はすけうの業、と拾をべ、ばない記ぞ決しない時安永元申四月、十こる、生い菊京の墓市ふ行る、寛年青四真墨の面、清光ち先人の墓例よ墨る、墓法の大典辞師墨って、ふり刻む、ばある人の金所の墓法よりも、中ふの

[illegible]

恵思院六の大僧都圖像賛、[illegible]小引

文人の書画著名の海内、家向の家通、屬相[illegible]

[illegible]人、蘭[illegible]真、[illegible]者也、須有人、齋[illegible]造

像、[illegible]一[illegible]余形欽高風、不揣蕪陋、[illegible]為賦[illegible]句

[illegible]、[illegible]、不敢文飾、文人[illegible]態、機掌於毫[illegible]有

之鄉矣、

鶴衣蓬鬢意怡然、[illegible]徐迎[illegible]形

肖似、[illegible]幼懷[illegible]之志、[illegible]已不

[illegible]、[illegible]、織材編[illegible]窓、[illegible]川

[illegible]、[illegible]、至竟[illegible]可

[illegible]、[illegible]、[illegible]中傳、

義所なるが故に、大典侍の墓誌
より、夫の小舟に配せし事を聞きて、
年齢わかき女房、夫よりは、遠くに住て、
なげくこと、なみ〳〵ならず、
御所の女房達、やがて、
剃髪して、奥ゆかしく、
つゝましやかなる、
そなたの、
殿へまゐられて、
おなじ、
御所の女房達、
夫婦なる、
仮名の記、
義と義とを、
重節の、
うふ保刑、
あつき、
此家、
ふ、
家、
いまさ、
華の、
つ、
夫婦なる、仮名の記、義と義とを表せるものなきを、世人よまずして
重節の、謝恩なる、舞ふ、
うふ保刑、
あつき、
此家、
ふ、
家、
いまさ、
華の、
つ、

求大雅僧

大雅僧、
奥州、
みちの、
俳諧、
剃髪、
入て、
行脚、
をも、
住僧、
入物、
すりて、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

書を樂みて酒を含む。夫婦茶、碁、中人
以下、妾婢貞婦あるべし。やしきといふて、半分酒て
富敵なり、其人てをいたく、年毎に一回の日、御中碁風
うあつて和露くんてとも、完人皆生りの御方たり、
碁所をうり、表、雅を和くうに、畑の外、を年
小夏なりをとんでしく人怪しなるもるゑ自を書国下
長崎年、唯貨色二つのみ在て、未人とをして
ゑへぐたるのみだとゑ過を図て、御部して、
奴隷のをと、こをを取ぐきこをあれば出をゑふ
物う地をう、始家をを出をとしすること年をう、
御部の国を遊べ、又組織の書を陳く、毎日く古武
と長へたををしする和経濟のをををし著をを。

極を同舟富陳緑のうり、出はぐ、いてを出を寄る
つ志をう、時和物の勇勢をを又出はう
精く、八陸年義年年美人書物部をいてを稿
を脱をうれ多しを又清年をを清年
碁所福剛秋は国家集をぐむ、元文四年一巳
未、業二月九日卒す、碁名一百四年、年八十五歳
年御をして雅二年をうのをいをう、妙の主が打ろる
をうをふく業国、年をを八、隆をの年仕うをぐ
ひうれを揮をこを国ぐ、指く、

京ををうを石里持を年ふて、立状の一奇
をみをう年ふ
かをを碁うを状を姉の杜をを家風の使ぐを